

岩手県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
おばら内科・消化器科クリニック	花巻市仲町5番8号	平成28年8月31日
八森歯科医院	花巻市高木第19地割34番地7	〃
アイセイ薬局江刺西大通り店	奥州市江刺区西大通り11番15号	平成28年9月30日
アイセイ薬局滝沢店	滝沢市穴口323番地3	〃